

# 興部町地域防災計画

## 【資料編】

平成30年2月

興部町防災会議



## 目 次

【関係機関等の連絡先】	3
1 興部町	3
2 消防機関	3
3 北海道	3
4 地方行政機関	4
5 自衛隊	5
6 指定公共機関・指定地方公共機関	5
【消防】	6
1 消防支署及び消防団等	6
2 現有人員と機材	6
3 消防団水防分担区域	6
4 消火水利	7
【震度階級等】	8
1 気象庁震度階級関連解説表	8
【災害危険区域等】	12
1 重要水防箇所	12
2 水位観測所	13
3 雨量観測所	13
4 土砂災害危険箇所等	14
5 山地災害危険地区	15
6 高波・高潮・津波等危険区域	17
【情報伝達】	18
1 地域気象観測所等	18
2 災害情報等報告取扱要領	21
【救援】	31
1 災害拠点病院	31
2 救急告示医療機関（オホーツク総合振興局管内）	31
3 感染症指定医療機関	32
4 血液センター	32
【物資・資機材・施設】	33
1 車両の確保	33
2 燃料の調達	35
3 流出油防除資機材の保有状況	35
4 水防資機材の保有状況	36
5 避難施設	37
【通信・輸送】	43

1	ヘリコプター離発着場所.....	43
	【応急・復旧】 .....	45
1	自衛隊展開場所 .....	45
	【条例・協定等】 .....	47
1	興部町防災会議条例.....	47
2	興部町災害対策本部条例.....	49
3	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定.....	50
4	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目 .....	53
5	災害時の応援に関する協定.....	56
6	北海道広域消防相互応援協定.....	58
7	公共的団体等との防災協定一覧.....	62
	【様式】 .....	66
1	物資受払簿 .....	66
2	死体処理台帳 .....	67
3	埋葬台帳 .....	68
4	輸送記録簿 .....	69
5	自衛隊災害派遣要請要求書.....	70
6	自衛隊撤収要請依頼書.....	71
7	被災世帯調査票 .....	72
8	公用負担権限委任証.....	73
9	公用負担命令票 .....	74
10	水防活動実施報告書.....	75

# 資料編



# 【関係機関等の連絡先】

## 1 興部町

課名	係名	電話	FAX	住所	郵便番号
総務課	情報管理係	0158-82-2131	0158-82-2990	興部町字興部 710 番地	098-1692

## 2 消防機関

本部及び署・所名	電話	FAX	住所	郵便番号
紋別地区消防組合消防本部	0158-24-2111	0158-24-3632	紋別市幸町 2 丁目 1 番 18 号	094-0005
紋別地区消防組合消防署	0158-23-0119	0158-24-3632	紋別市幸町 2 丁目 1 番 18 号	094-0005
上渚滑派出所	0158-25-2517	0158-25-2926	紋別市上渚滑町 3 丁目 66 番地	099-5354
滝上支署	0158-29-2049	0158-29-3663	紋別郡滝上町字滝上市街地 2 条通 2 丁目 20 番地	099-5602
興部支署	0158-82-2136	0158-82-2400	紋別郡興部町字興部 710 番地	098-1607
沙留派出所	0158-83-2520	—	紋別郡興部町字沙留 92 番地 1	098-1941
西興部支署	0158-87-2537	0158-87-2633	紋別郡西興部村字西興部 47 番地	098-1501
雄武支署	0158-84-4204	0158-84-2900	紋別郡雄武町字雄武 862 番地 2	098-1702

## 3 北海道

### (1) 危機対策局

部名	局課名	グループ名	電話番号		FAX	住所	郵便番号
			代表 (内線)	ダイヤルイン			
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242	札幌市中央区 北 3 条西 6 丁目	060-8588
			内線 22-552				
			内線 22-561				
		防災 グループ	内線 22-554	011-204-5008			
			内線 22-568				
			消防 グループ				
	内線 22-576						
	危機対策局 原子力安全対 策課	企画防災 グループ	内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101		
			内線 22-861				
危機対策局	休日・夜間 (当直室)	内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402			

### (2) 防災航空室

部名	課名	室名	電話番号	FAX	住所	郵便番号
総務部	危機対策課	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	札幌市東区 丘珠町 755-11	007-0880

### (3) 部局窓口

部局名	課室名	係名等	電話番号		住所	郵便番号
			代表 (内線)	ダイヤルイン		
総務部	総務課	総括グループ	011-231-4111 内線 22-111	011-204-5017	札幌市中央区 北3条西6丁目	060-8588
総合政策部	総務課	総括グループ	内線 23-111	011-204-5122		
環境生活部	総務課	〃	内線 24-111	011-204-5182		
保健福祉部	総務課	企画調整グループ	内線 25-124	011-204-5242		
経済部	総務課	総括グループ	内線 26-111	011-204-5315		
農政部	農政課	企画グループ	内線 27-133	011-204-5375		
水産林務部	総務課	管理グループ	内線 28-129	011-204-5454		
建設部	維持管理 防災課	施設防災グループ	内線 29-771	011-204-5917		
出納局	総務課	総括グループ	内線 32-221	011-204-5612	札幌市中央区 北3条西7丁目	060-8544
企業局	総務課	総務企画グループ	内線 32-721	011-251-6213		
教育庁	総務課	総括グループ	内線 35-112	011-204-5702		
北海道警察本部	警備課	災害第一係	011-251-0110 内線 5722		札幌市中央区 北2条西7丁目	060-8520

### (4) オホーツク総合振興局

部課室名	係名	電話番号		FAX	住所	郵便番号
		代表 (内線)	ダイヤルイン			
地域政策部 地域政策課	主査 (防災)	0152-41-0603 内線 2191	0152-41-0625	0152-44-7261	網走市 北7条西3丁目	093-8585
網走建設管理部 興部出張所		0158-82-2115		0158-82-2190	興部町字興部 108番地	098-1605
保健福祉部 紋別地域保健室		0158-23-3108		0158-23-1009	北海道紋別市南 が丘町 1丁目6-1	094-0013
西部森林室		0158-82-2158		0158-82-2160	北海道紋別郡興 部町字興部 708	098-1607

### (5) 警察署

部署	担当課・係	代表電話	住所
北見方面本部	警備課災害係	0157-24-0110	北見市青葉町6-1
興部警察署	警備係	0158-82-2110	紋別郡興部町字興部 755-3

## 4 地方行政機関

名称	電話	FAX	住所	郵便番号
北海道開発局 網走開発建設部 興部道路事務所	0158-82-2155	0158-82-2034	紋別郡興部町字興部 120番地の2	098-1603
紋別海上保安部	0158-23-0118	0158-26-2222	紋別市港町 5丁目3番10号	094-0011
北海道農政事務所 北見支局	0157-23-4171	0157-23-5358	北見市青葉町6番8号	090-0018
網走地方気象台	0152-43-4348	0152-44-6109	網走市台町2-1-6	093-0031

## 5 自衛隊

名称	電話	住所	郵便番号
陸上自衛隊第25普通科連隊 (遠軽駐屯地)	0158-42-5275	紋別郡遠軽町向遠軽 272 番地	099-0497

## 6 指定公共機関・指定地方公共機関

名称	電話	住所	郵便番号
北海道電力(株)紋別営業所	0158-24-3121	紋別市本町7丁目2番26号	094-0004
東日本電信電話(株) 北海道事業部 北見支店	0157-21-2250	北見市中央町2番18号	090-0034
興部郵便局	0158-82-2325	紋別郡興部町字興部 1322 番地の 30	098-1615
沙留郵便局	0158-83-2450	紋別郡興部町字沙留 959 番地の 11	098-1941
興部町国民健康保険病院	0158-82-2310	紋別郡興部町字興部 1322 番地の 23	098-1615

# 【消防】

## 1 消防支署及び消防団等

平成 28 年 2 月 29 日現在

名称	住所	備考
紋別地区消防組合消防署興部支署	紋別郡興部町字興部 710 番地	
紋別地区消防組合消防署興部支署沙留派出所	紋別郡興部町字沙留 92-1	
紋別地区消防組合興部消防団	紋別郡興部町字興部 710 番地	
興部消防団第 1 分団	紋別郡興部町字興部 338-1	
興部消防団第 2 分団	紋別郡興部町字沙留 92-1	
興部消防団第 3 分団	紋別郡興部町字宇津 91-1	

## 2 現有人員と機材

平成 28 年 2 月 29 日現在

人員機材 職 団別	職員 団員数	消防ポンプ自動車等の機材						
		水槽付 消防 ポンプ 自動車	消防 ポンプ 自動車	小型 ポンプ	救急車	指令車	その他 車両	計
興部支署	14	1			2	1	1	5
本団	3							
女性団員	10							
第 1 分団	37	1	2	2				5
第 2 分団	35		2	1				3
第 3 分団	13		1	1				2
	職 14 団員数 98	2	5	4	2	1	1	15

## 3 消防団水防分担区域

平成 28 年 2 月 29 日現在

水系名	担当河川名	流路延長(km)	担当分担	担当指揮者	人員	備考
興部川	興部川	53.6	第 1・3 分団	第 1・3 分団長	50	
藻興部川	藻興部川	48.4	第 1 分団	第 1 分団長	37	
藻興部川	ルロチ川	24.5	第 2 分団	第 2 分団長	35	
藻興部川	第二秋里川	4.2	第 1 分団	第 1 分団長	37	
藻興部川	於達辺川	16.5	第 1 分団	第 1 分団長	37	
沙留川	沙留川	17.8	第 2 分団	第 2 分団長	35	

## 4 消火用水利

平成 28 年 2 月 29 日現在

			第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	合計
消火栓	公設	双口				
		単口	57	31	3	91
	小計		57	31	3	91
防火井戸	井戸式	公設			4	4
		私設				
	打込式	公設				
		私設				
	小計				4	4
防火水そう	公設	40t 以上	33	16		49
		40t 以下				
	私設	40t 以上				
		40t 以下				
	小計		33	16		49
プール	公設					
	私設					
	小計					
自然水利	河川		14	21	6	41
	池沼					
	小計		14	21	6	41
合計			104	68	13	185

# 【震度階級等】

## 1 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日 気象庁

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルへの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

# 【災害危険区域等】

## 1 重要水防箇所

河川名	右・左岸	起点位置(k m)			終点位置(k m)			重要水防区域延長	重要度	築堤有・無	備考
		地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
興部川	左岸	宮下町	(国)興部橋から 1.5km 下流	0.00	宮下町	(国)興部橋	1.50	1.50	A	有	
興部川	左岸	宮下町	(国)興部橋	1.50	宮下町	(国)興部橋から 1.0km 上流	2.50	1.00	B	有	樋門
興部川	左岸	宇津	(国)三興橋	12.00	宇津	(国)三興橋から 0.6km 上流	12.60	0.60	B	有	樋門
興部川	右岸	元町	(国)興部橋から 1.5km 下流	0.00	元町	(国)興部橋	1.50	1.50	A	有	樋門
興部川	右岸	本町	(国)興部橋	1.50	幸町	(国)興部橋から 1.0km 上流	2.50	1.00	B	有	樋門

※ 本町に国指定の重要水防箇所は該当なし。

## 2 水位観測所

水系	河川名	水位観測所	所管	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
興部川	興部川	興部	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	興部町字興部216番地10地先河川敷(国道238号橋地点)	4.50m	5.06m	5.74m	6.72m
藻興部川	藻興部川	第二	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	興部町字秋里582番地1地先河川敷(吉村樋管下流地点)	11.58m	12.78m	—	13.74m

- (注) 水防団待機水位：水防団が水防活動のため待機する目安となる水位をいう。  
 はん濫注意水位：水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。  
 避難判断水位：はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。  
 はん濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。

### ● 興部川（宇津市街南部）の水位標

宇津地区は下流に設置されている水位計からは距離があるため、興部町宇津市街南部の三興橋付近に水位標を設置し、この水位情報により警戒・避難・水防活動を行う。

水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
36.65m	37.48m	38.20m	38.85m

- (注) 興部川（宇津市街南部）の水位標では避難判断水位が設定されていないため、はん濫危険水位に到達するまでの時間を1時間（水位上昇値を0.65m/h）として水位を設定する。

## 3 雨量観測所

観測所名	管理区分	所管	所在地	標高
興部道路（道路）	国道路	網走開発建設部（道路）	興部町字興部120の2 (興部道路維持事業所構内)	—
興部（気象）	気象庁	網走地方気象台	興部町興部	8m
朝日	自治体	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	興部町字朝日402番地3地先河川敷 (宇津川合流点下流)	50m

## 4 土砂災害危険箇所等

### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所

地区名	溪流番号	溪流名
興部地区	Ⅱ-7-143-1990	興部宮下町 1
	Ⅱ-7-144-1991	興部春日町 2
	Ⅱ-7-161-2410	興部春日町 1
	Ⅲ-7-62-698	興部宮下町 2
沙留地区	Ⅱ-7-145-1992	興部沙留北浜
住吉地区	Ⅱ-7-146-1993	興部住吉
興部町 計 6 箇所		

### (2) 土石流危険区域

地区名	溪流番号	溪流名
宇津地区	Ⅱ 76-0210	朝日 1 の沢川
	Ⅱ 76-0220	朝日 2 の沢川
	Ⅱ 76-0360	安藤の沢川
	Ⅱ 76-0370	滝美橋沢川
	Ⅱ 76-0380	深山川
北興地区	Ⅱ 76-0140	開新橋の沢川
	Ⅱ 76-0230	北興牧場の沢川
	Ⅱ 76-0390	天笠川
住吉地区	Ⅱ 76-0020	小松原の沢川
	Ⅱ 76-0030	住吉 1 の沢川
	Ⅱ 76-0040	住吉 2 の沢川
	Ⅱ 76-0050	住吉 3 の沢川
	Ⅱ 76-0060	住吉 4 の沢川
	Ⅱ 76-0070	住吉 5 の沢川
	Ⅱ 76-0080	住吉 6 の沢川
富丘地区	Ⅱ 76-0010	オムシャリ沢川
豊野地区	Ⅱ 76-0090	豊野右の沢川
	Ⅱ 76-0100	豊野 1 の沢川
	Ⅱ 76-0110	豊野 2 の沢川
	Ⅱ 76-0120	豊野 3 の沢川
	Ⅱ 76-0130	豊野 4 の沢川
興部町 計 21 溪流		

## 5 山地災害危険地区

### (1) 山腹崩壊危険地区

市町村名	字名	危険地区名	備考
興部町	字朝日	興部町-山-001	朝日一区 (民有林)
興部町	字住吉	興部町-山-002	里の川 (道有林)
興部町	字住吉	興部町-山-003	沙留川 1 (道有林)
興部町	字住吉	興部町-山-004	沙留川 2 (道有林)
興部町	字住吉	興部町-山-005	沙留川 3 (道有林)
興部町	字住吉	興部町-山-006	沙留川 4 (道有林)
興部町	字豊畑	興部町-山-007	10 林班 1 (道有林)
興部町	字豊畑	興部町-山-008	10 林班 2 (道有林)
興部町	字豊畑	興部町-山-009	13 林班 (道有林)
興部町	字朝日	興部町-山-010	14 林班 1 (道有林)
興部町	字朝日	興部町-山-011	14 林班 2 (道有林)
興部町	字朝日	興部町-山-012	15 林班 (道有林)
興部町	字朝日	興部町-山-013	16 林班 (道有林)
興部町	字朝日	興部町-山-014	17 林班 (道有林)
興部町	字朝日	興部町-山-015	18 林班 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-山-016	122 林班 1 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-山-017	122 林班 2 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-山-018	113 林班 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-山-019	118 林班 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-山-020	126 林班 (道有林)

(2) 崩壊土砂流出危険地区

市町村名	字名	危険地区名	備考
興部町	字豊野	興部町-崩-001	秋里の沢 1 (民有林)
興部町	字秋里	興部町-崩-002	秋里の沢 2 (民有林)
興部町	字秋里	興部町-崩-003	秋里の沢 3 (民有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-004	町道の沢 (民有林)
興部町	字北興	興部町-崩-005	三井の沢 (民有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-006	田中の沢 (民有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-007	才川の沢 (民有林)
興部町	字豊畑	興部町-崩-008	南 1 号沢 (民有林)
興部町	字豊野	興部町-崩-009	3 区の沢 (民有林)
興部町	字豊野	興部町-崩-010	2 区の沢 (民有林)
興部町	字豊野	興部町-崩-011	市街裏の沢 (民有林)
興部町	字北興	興部町-崩-012	国道の沢 1 (民有林)
興部町	字北興	興部町-崩-013	国道の沢 2 (民有林)
興部町	字豊畑	興部町-崩-014	ルロチ左の沢 (道有林)
興部町	字豊畑	興部町-崩-015	ルロチ右の沢 (道有林)
興部町	字朝日	興部町-崩-016	オタッペ川 A (道有林)
興部町	字住吉	興部町-崩-017	オタッペ川 B (道有林)
興部町	字朝日	興部町-崩-018	オタッペ川 C (道有林)
興部町	字住吉	興部町-崩-019	朝日 3 区併用の沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-020	ハソクオクノマイ沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-021	ハソクオクノマイ沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-022	班溪川 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-023	左ハソクツノ沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-024	右二股の沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-025	ボンウツ沢 (道有林)
興部町	字住吉	興部町-崩-026	秋川の沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-027	ボンウツ右の沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-028	122 の沢 (道有林)
興部町	字宇津	興部町-崩-029	111 の沢 (道有林)

## 6 高波・高潮・津波等危険区域

被害発生予想区域			予想される被害				
場所	災害の 要因	警戒 区域 (面積距離) (m)	住 家		公共施設等		道路
			戸数 (戸)	その他 (ha)	施設名	収容人員 (人)	
興部	高波	4,530	2				
秋里	高波	1,360	1				
豊野	高波	1,750					
沙留	高波	5,254	10				
富丘	高波	3,820					国道 238 号

# 【情報伝達】

## 1 地域気象観測所等

### (1) 気象等観測施設（気象庁）

網走・北見・紋別地方における気象庁が設置する気象観測施設は、次のとおりである。



### (2) 興部町に設置している気象観測施設（気象庁）

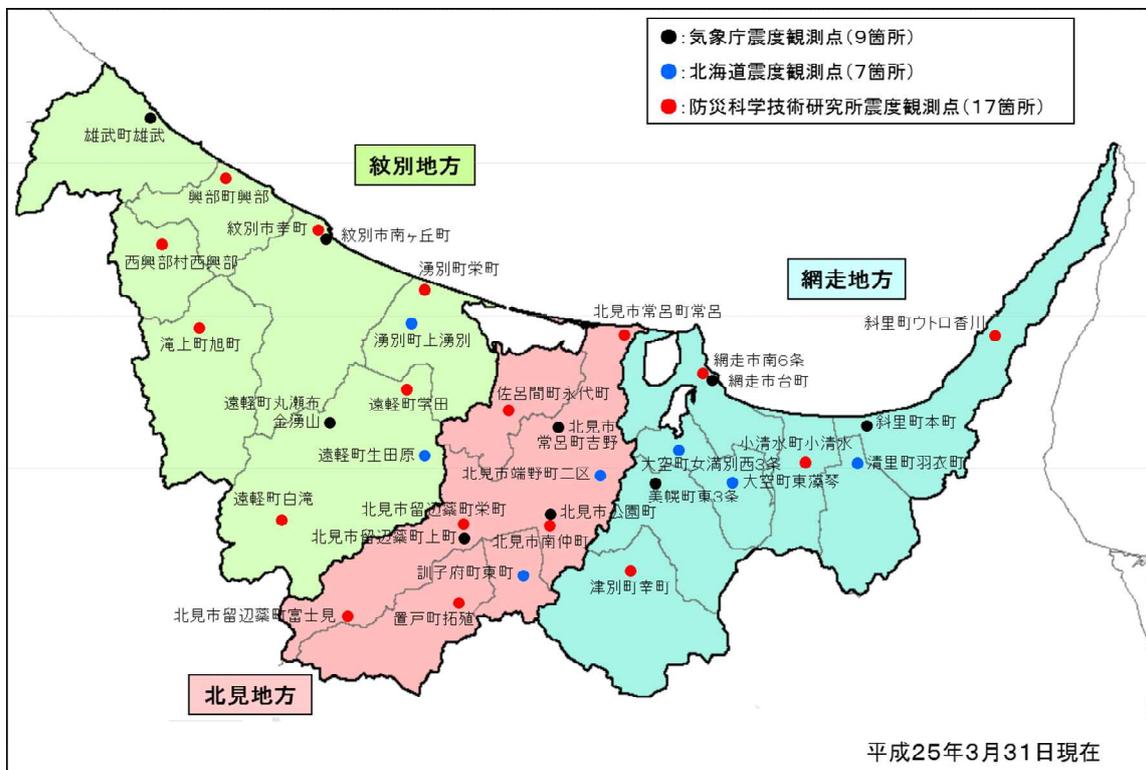
平成 28 年 1 月 28 日現在

観測所名	観測種目	所在地	緯度	経度	標高
興部 (オコッペ)	降水量、気温、風向、風速、 日照時間	紋別郡興部町興部	44° 28.2′	143° 06.5′	8m

### (3) 地震等観測施設

網走・北見・紋別地方における震度を観測する観測地点は、次のとおりである。

震央地名名称及び震度情報に用いる地域名称、震度観測点配置図



震央地名名称及び震度情報に用いる地域名称、震度観測点名称

震央地名名称及び震度情報に用いる地域名称	震度観測点名称
網走地方	網走市台町、美幌町東3条、斜里町本町 大空町東藻琴、大空町女満別西3条、清里町羽衣町 網走市南6条、津別町幸町、小清水町小清水、斜里町ウトロ香川
北見地方	北見市公園町、北見市留辺薬町上町、北見市常呂町吉野 北見市端野町二区、訓子府町東町 北見市南仲町、北見市常呂町常呂、北見市留辺薬町栄町、北見市留辺薬町富士見、佐呂間町永代町、置戸町拓殖
紋別地方	紋別市南が丘町、遠軽町丸瀬布金湧山、雄武町雄武 遠軽町生田原、湧別町上湧別 紋別市幸町、遠軽町学田、遠軽町白滝、湧別町栄町、滝上町旭町、興部町興部、西興部村西興部

※黒字：気象庁、青字：北海道、赤字：防災科学技術研究所

興部町に設置している震度計（防災科学技術研究所）

震度観測点 名称	観測点所在地	所属	緯度 度 (世界)	緯度 分 (世界)	緯度 秒 (世界)	経度 度 (世界)	経度 分 (世界)	経度 秒 (世界)
興部町興部	紋別郡興部町字興部 22-2 (下水道終末処理場)	防災 科研	44	28	46	143	7	39

(4) 防災行政無線の施設状況

市町村名	同報系		移動系		MCA
	アナログ方式	デジタル方式	アナログ方式	デジタル方式	
興部町			○		

(5) 有線放送施設

平成 27 年 4 月 1 日現在

事業者名	業務区域	有線一般放送の種類
興部町	興部町の一部	告知放送

※ 放送法に基づき、総務省北海道総合通信局において登録又は届出された施設のうち、市町村、農業協同組合、漁業協同組合など公的な事業主体が運営する施設のみ掲載。

なお、再放送のみを行う施設は除く。

## 2 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所

要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災害情報				
報告日時	月	日	時現在	発受信日時
月	日	時現在		
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時		月	日	時 分
		災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記載しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

										月 日 時現在		
災害発生日時		月 日 時 分			災害の原因							
災害発生場所												
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名						
	職・氏名					職・氏名						
	発信日時					受信日時						
項目		件数等		被害金額(千円)		項目		件数等		被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告								
	行方不明	人										
	重傷	人										
	軽傷	人										
	計	人										
②住家被害	全壊	棟			⑤土木被害	道工事	河川	箇所				
		世帯					海岸	箇所				
		人					砂防施設	箇所				
	半壊	棟					地すべり	箇所				
		世帯					急傾斜地	箇所				
		人					道路	箇所				
	一部破損	棟					橋梁	箇所				
		世帯				小計	箇所					
		人				市町村工事	河川	箇所				
	床上浸水	棟					道路	箇所				
		世帯					橋梁	箇所				
		人				小計	箇所					
床下浸水	棟			港湾	箇所							
	世帯			漁港	箇所							
	人			下水道	箇所							
計	棟			公園	箇所							
	世帯			崖くずれ	箇所							
	人			計	箇所							
③非住家被害	全壊	公共建物	棟			⑥水産被害	沈没流出	隻				
		その他	棟				破損	隻				
	半壊	公共建物	棟				計	隻				
		その他	棟				漁港施設	箇所				
	計	公共建物	棟				共同利用施設	箇所				
		その他	棟				その他施設	箇所				
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			道有林	林地	箇所			
			浸冠水	ha				治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha				林地	箇所			
			浸冠水	ha				林産物	箇所			
	農作物	田	ha			その他		箇所				
		畑	ha			小計		箇所				
	農業用施設	箇所			一般民有林	林地	箇所					
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所					
	営農施設	箇所				林地	箇所					
	畜産被害	箇所				林産物	箇所					
	その他	箇所				その他	箇所					
	計					小計	箇所					

項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	被害	計	箇所	
		し尿処理	箇所	⑬ その他	鉄道不通	箇所	
		火葬場	箇所		鉄道施設	箇所	
計	箇所		被害船舶(漁船除く)		隻		
⑨ 商工被害	商業	件	空港		箇所		
	工業	件	水道		戸		
	その他	件	電話		回線		
	計	件	電気		戸		
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所	ガス		戸		
	中学校	箇所	ブロック塀等		箇所		
	高校	箇所	都市施設		箇所		
	その他文教施設	箇所					
	被害	計	箇所	被害総額			
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件		
り災世帯数	世帯			危険物	件		
り災者数	人			その他	件		
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料（※別葉で報告）							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況      ほか</li> </ul> </li> </ul>							

別表 4

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず、すべてを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則として、その寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	

被害区分		判断基準
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば、得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・生垣）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （１） 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （２） 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 （１） 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 （１） 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 （１） 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 （１） 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 （１） 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 （１） 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 （１） 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 （１） 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 （１） 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 （１） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	

被害区分	判断基準	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

# 【救援】

## 1 災害拠点病院

### (1) 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	住所	電話番号
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111

### (2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	住所	電話番号
遠紋	広域紋別病院	紋別市落石町1丁目3番37号	0158-24-3111
	JA北海道厚生連遠軽厚生病院	紋別郡遠軽町大通北3丁目1番地5号	0158-42-4101

## 2 救急告示医療機関（オホーツク総合振興局管内）

二次医療圏	市町村	医療機関名	住所	電話番号
遠紋	紋別市	広域紋別病院	紋別市落石町1丁目3番37号	0158-24-3111
		医療法人社団耕仁会曾我クリニック	紋別市大山町4丁目14番地1	0158-23-6811
		小林整形外科	紋別市真砂町2丁目3番25号	0158-23-6116
	遠軽町	JA北海道厚生連遠軽厚生病院	紋別郡遠軽町大通北3丁目1番地5号	0158-42-4101
		遠軽共立病院	紋別郡遠軽町大通北1丁目3番地	0158-42-5215
		JA北海道厚生連丸瀬布厚生病院	紋別郡遠軽町丸瀬布新町274番地	0158-47-3131
	湧別町	医療法人社団耕仁会曾我病院	紋別郡湧別町中湧別中町826番地の1	01586-2-2001
	滝上町	滝上町国民健康保険病院	紋別郡滝上町字サクルー原野1605番地	0158-29-2220
	興部町	興部町国民健康保険病院	紋別郡興部町字興部1322番地の23	0158-82-2310
	雄武町	雄武町国民健康保険病院	紋別郡雄武町字雄武1482番地2	0158-84-2517

### 3 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	住所	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	2
第2種	オホーツク	遠紋	広域紋別病院	紋別市落石町1丁目3番37号	2
第2種	オホーツク	遠紋	JA 北海道厚生連遠軽厚生病院	紋別郡遠軽町大通北3丁目1番地5号	2

※ 指定の考え方

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
- 2 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

### 4 血液センター

センター名	住所	電話番号
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市川端町7条10丁目1-50	0166-52-2211

# 【物資・資機材・施設】

## 1 車両の確保

平成 28 年 3 月 1 日現在

	課名	用途	メーカー	車名	備考
1	建設課	除雪専用車	日産	ニッサンディーゼル	貨物大特
2		除雪車散水車	日産	ニッサンディーゼル	貨物大特
3		除雪車 10 t ダンプ	日産	ニッサンディーゼル	貨物大型
4		除雪車 7 t ダンプ	日産	ニッサンディーゼル	貨物大型
5		除雪専用車	三菱	フソウ	貨物大特
6		除雪グレーダ	三菱	三菱	貨物大特
7		除雪ドーザ	川崎	川崎	貨物大特
8		除雪ドーザ	川崎	川崎	貨物大特
9		大型ロータリー	日本除雪	ニッセキ	貨物大特
10		小型ロータリー	開発工建	エッチケー	貨物大特
11		小型ロータリー	開発工建	エッチケー	貨物大特
12		道路作業車	トヨタ	ダイナ	貨物普通
13		小型乗用ワゴン	トヨタ	サクシード	乗用普通
14		小型貨物バン	三菱	バジェロ	貨物普通
15		普通乗用ワゴン	トヨタ	ランドクルーザー	乗用普通
16		軽貨物バン	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物
17		小型ロータリー	日本除雪	ニッセキ	貨物大特
18		小型特殊 ミニホイールローダ	クボタ	クボタゼフ	貨物小特
19		小型特殊 ミニホイールローダ	クボタ	クボタゼフ	貨物小特
20		小型特殊 ミニホイールローダ	クボタ	クボタゼフ	貨物小特
21		小型特殊 ミニホイールローダ	クボタ	クボタゼフ	貨物小特
22		小型特殊 ミニホイールローダ	クボタ	クボタゼフ	貨物小特
23	総務課	普通乗用(町長車)	トヨタ	クラウン	乗用普通
24		軽貨物(トラック)	ダイハツ	ハイゼットトラック	貨物軽
25	企画財政課	普通乗用車	トヨタ	プリウス	乗用普通
26		普通乗合(福祉バス)	三菱	フソウ	乗用大型
27		普通乗合(患者搬送・福祉バス)	日野	メルファ-7	乗用中型
28		普通乗合(すずらん号)	三菱	フソウローザ	乗用中型
29		普通乗合(スクールバス)	日野	リエッセ	乗用中型
30		普通乗合(スクールバス)	日野	リエッセ	乗用中型
31		普通乗合(スクール・部活・臨時)	三菱	フソウ	乗用中型
32		普通貨物バン(給食車)	トヨタ	ダイナ	貨物中型
33		普通貨物バン(給食車)	トヨタ	ダイナ	貨物中型
34		上下水道課	小型乗用ワゴン	トヨタ	サクシード
35	普通乗用ワゴン		トヨタ	RAV4	乗用普通
36	普通特種(糞尿車)		ニッサン		貨物大特
37	小型貨物(2t ダンプ)		トヨタ	ダイナ	貨物普通
38	小型乗用ワゴン		トヨタ	カルディナ	乗用普通

	課名	用途	メーカー	車名	備考
39	住民課	大型特殊 (ショベルローダ)	三菱	キャタピラー三菱	貨物大特
40		普通貨物 (4t ダンプ)	三菱	ファイター	貨物中型
41		普通特種 (ジン介車)	イズブ	フォワード	貨物大特
42		普通貨物 (4t ファームダンプ)	ニッサン	コンドル	貨物中型
43		小型貨物 (1.15t トラック)	トヨタ	ダイナ (トヨエース)	貨物普通
44		大型特殊 (ショベルローダ)	三菱	キャタピラー三菱	貨物大特
45		小型特殊 (ホイールローダ)	コマツ	コマツ・アバンセ	貨物小特
46		普通貨物 (2t ファームダンプ)	ニッサン	コンドル	貨物普通
47		軽乗用 (交通安全指導車)	三菱	ek ワゴン	乗用軽
48		普通乗用	スバル	インプレッサ	乗用普通
49	福祉保険課	軽乗用	ダイハツ	エッセ	乗用軽
50		小型乗用車	トヨタ	ベルタ	乗用普通
51		小型貨物バン (災害救援車)	ニッサン	ADバン	貨物普通
52		小型貨物バン	トヨタ	ハイエース	貨物普通
53	介護支援課	小型乗用 (介護支援車)	ニッサン	サニー	乗用普通
54		軽乗用	ダイハツ	エッセ	乗用軽
55		軽乗用 (ヘルパー)	スバル	プレオ	乗用軽
56		軽乗用 (ヘルパー)	スバル	プレオ	乗用軽
57		軽乗用	ダイハツ	エッセ	乗用軽
58		小型乗用車	トヨタ	ポルテ	乗用普通
59	教育委員会	普通乗用ワゴン	トヨタ	クランドハイエース	乗用普通
60		普通乗用ワゴン	トヨタ	ハイエースワゴン	乗用普通
61		小型乗用車	トヨタ	コロナ	乗用普通
62		小型乗用車	ニッサン	ティーダラティオ	乗用普通
63		小型貨物バン	トヨタ	ハイエース	貨物普通
64		軽貨物 (トラック)	スズキ	キャリー	貨物軽
65		軽乗用	ダイハツ	ミラ	乗用軽
66		普通特種 (図書館車)	ニッサン	シビリアン	乗用普通
67		圧雪車	ケースボアラ	ピステンブーリー	貨物大特
68		スノーモービル	ヤマハ		
69	産業振興課	普通乗用車	トヨタ	プリウス	乗用普通
70		普通乗用ワゴン	トヨタ	ランクルブラド	乗用普通
71		軽貨物バン	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	貨物軽
72		普通乗用ワゴン	トヨタ	ランドクルーザー	乗用普通
73		軽貨物バン	スズキ	ジムニー	貨物軽
74	病院	小型乗用車	ニッサン	ティーダラティオ	乗用普通
75		小型乗用車	トヨタ	プリウス	乗用普通
76		普通乗用ワゴン	トヨタ	プリウスα	乗用普通
77	沙留出張所	軽貨物 (トラック)	スバル	サンバートラック	貨物軽

※ 上記のほか、不足を生じる場合、民間車両の借上げで対応する。

## 2 燃料の調達

平成 28 年 3 月 1 日現在

調達先	所在地	電話番号	備考
大昭石油 (株)	興部町元町	82-2031	
(株) 藤共工業 石油部	興部町本町	82-2079	
北オホーツク農業協同組合 ホクレン興部給油所	興部町春日町	82-2100	
(株) マルコウ	興部町本町	82-2015	LP ガス
オホーツク・エア・ウォーター (株) 興部サービスセンター	興部町元町	82-3331	LP ガス
阿部電気商会 (株)	興部町仲町	82-2528	LP ガス
安藤商店	興部町沙留元町	83-2007	LP ガス
昭興石油 (株)	興部町沙留緑町	83-2121	

## 3 流出油防除資機材の保有状況

平成 28 年 3 月 1 日現在

保有者名	オイルフェンス				油処理剤 (k1)	油吸着材	
	A (m)	B (m)	その他 (m)	形式		木質系 (枚)	石化系 (枚)
興部町総務課							100
紋別地区消防組合 消防署興部支署					0.213	50	294

※ オイルフェンスの形式が不明の場合はその他で記載した。

※ 油吸着材の木質系は 150g/枚、石化系は 100g/枚で換算して記載した。

※ 一部事務組合所有の資機材で市町村ごとの所有数が不明確な場合は消防本部所在地で記載した。

## 4 水防資機材の保有状況

平成 28 年 3 月 1 日現在

水防資機材	保有先	興部町役場車庫	沙留防災備蓄倉庫	紋別地区消防組合 消防署興部支署
	所在地	字興部 710 番地	字沙留 328-1 番地	字興部 710 番地
	電 話	0158-82-2131	—	0158-82-2136
スコップ	丁	19	5	15
掛矢	丁	10	2	5
なた	丁			
かま	丁			5
のこ	丁	2		1
おの	丁			4
くわ	丁			
つるはし	丁	5	1	2
胴長	足			
救命胴着	着			41
水中長靴	足			
ライト	ケ	1		10
ボート	艘			
ペンチ	丁	1		
ヘルメット	ケ	4		12
投光機	機	14		12
コードリール	台	15	6	
毛布	枚			
担架	台			1
ロープ	玉	2		5
浮環	ケ			1
麻袋	袋			
鉄線	kg	5		
木材	t			
雨ガッパ	着			
たこづち	丁			
しの	丁	2		
ゴムボート	隻			
排水ポンプ(2 インチ)	機	3		
水中ポンプ(8 インチ)	台	4		
水中ポンプ(2 インチ)	台	5		
発電機 (50kVA)	台	2		
発電機 (5.5kVA)	台	1	1	
発電機 (2.5kVA)	台	5	1	
発電機 (1.35kVA)	台	2	2	
土嚢袋	袋	4,000	100	50
鉄杭	本	50		

## 5 避難施設

平成 28 年 2 月 28 日現在

● 市街地区①（浜町・元町・本町・仲町・幸町・泉町・新泉町・新町・栄町）

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力							
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫
興部小学校	1,725	字興部 745 番地(緑ヶ丘)	478	2,737.00	○	2	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合センター		字興部 741 番地の 37 (栄町)	411	2,353.02	○	2	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業者トレーニングセンター		字興部 216 番地の 3 (仲町)	277	1,584.58	○	2	指定	○	×	○	○	○	○	○	○	×
老人福祉センター		字興部 230 番地の 11 (仲町)	152	868.70	○	1	指定	○	×	○	○	○	○	○	○	×
		計	1,318													

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約 70%が使用可能面積と想定して 1 人当たり 4.0 m<sup>2</sup>で計算

● 市街地区② (旭町・緑ヶ丘・東町・春日町・宮下町)

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可能 人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力								
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫	
興部中学校	798	字興部 104 番地の 1 (春日町)	357	4,653.49	○	2	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道興部高等学校		字興部 125 番地の 1 (春日町)	904	5,168.43	○	4	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
興部町中央公民館		字興部 222 番地の 3 (仲町)	361	2,067.29	○	2	指定	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×
計			1,423														

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 沙留地区

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可能 人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力								
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫	
沙留中学校	1,028	字沙留 446 番地 (沙留西町)	250	1,432.00				○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
沙留西町構造改善センター		字沙留 446 番地の 9 (沙留西町)	19	114.00	×	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沙留公民館		字沙留 328 番地 (沙留旭町)	178	1,020.96	○	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業者健康増進施設		字沙留 328 番地の 6 (沙留旭町)	82	473.00	○	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沙留小学校		字沙留 328 番地 (沙留旭町)	192	1,098.00	○	2	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計			721														

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 宇津地区

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力							
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫
宇津集落センター	104	字宇津91番地の1(宇津)	55	314.83	○	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計			55													

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 北興地区

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力							
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫
北興会館	103	字北興114番地の4(北興)	24	137.70	×	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計			24													

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 秋里地区

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力								
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫	
秋里集落センター	102	字秋里 763 番地 (秋里)	55	314.83	○	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
計			55														

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 豊野地区

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力								
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫	
豊野集落センター	101	字豊野 474 番地の 6 (豊 野)	54	314.00	○	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
計			54														

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 富丘地区

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力								
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫	
富丘福祉の家	55	字富丘 233 番地 (富丘)	27	159.17	×	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
計			27														

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 住吉地区

名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力								
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫	
住吉老人寿の家	49	字住吉 75 番地の 2 (住吉)	19	113.40	×	1	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
計			19														

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約70%が使用可能面積と想定して1人当たり4.0㎡で計算

● 福祉避難所

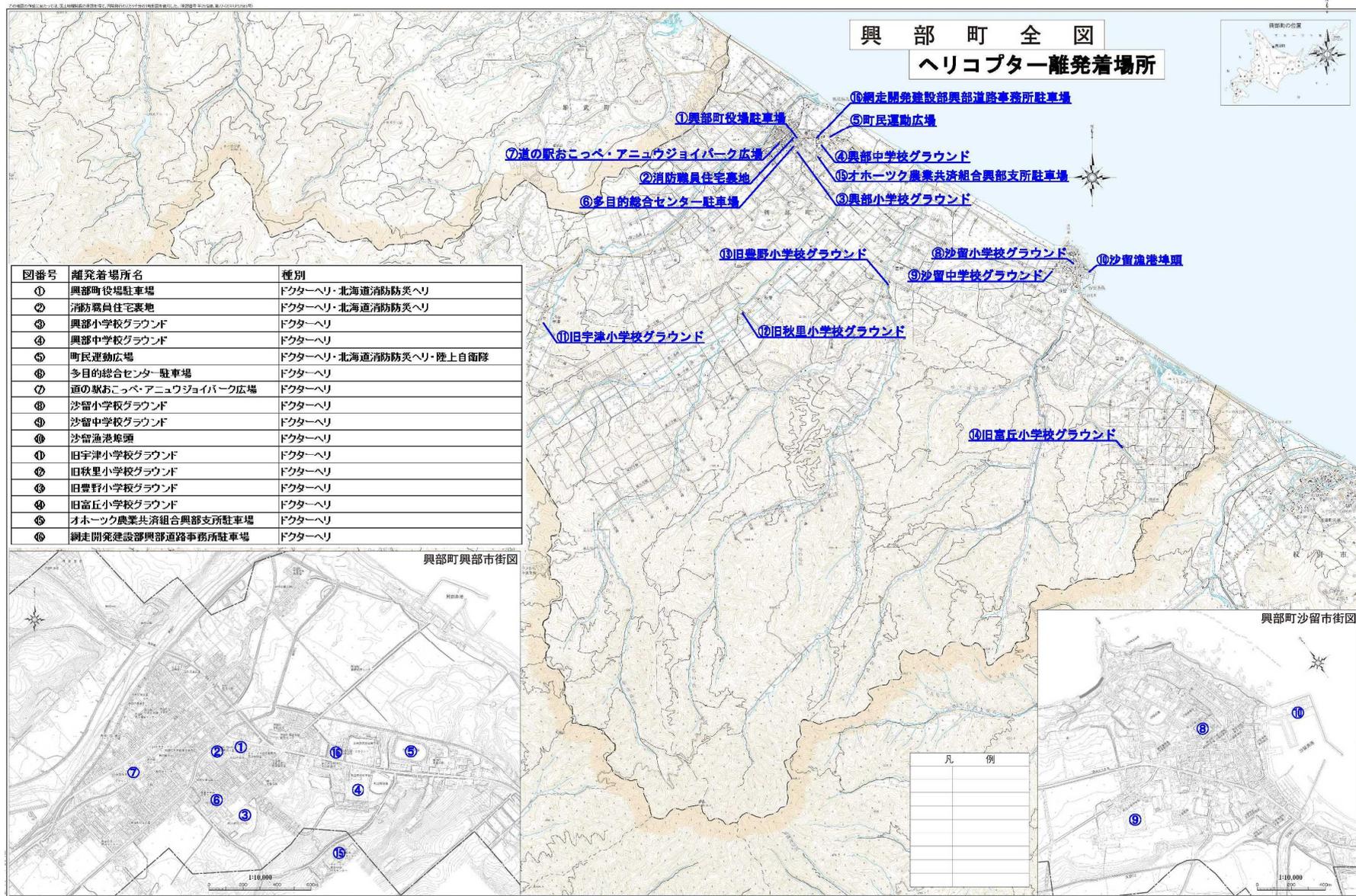
名称	H27. 4. 1 現在 人口	住所等 町丁目名・番(番地)・号	収容可 能人数 (人)※	避難所 の面積 当該建築物 の屋内部分 (m <sup>2</sup> )	構造		避難所 区分	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力							
					コンク リート 造	階数			洪水	がけ 崩れ 等	高潮	地震 (耐震 化)	津波	大規 模火 災	火山	内水 はん 濫
福祉保健総合センタ ーきらり	—	字興部 138 番地の 1 (東 町)	52	300.00	○	1	福祉	—	○	○	○	○	○	○	○	○
		計	52													

※ 収容可能人数は延べ面積に対し、その約 70%が使用可能面積と想定して 1 人当たり 4.0 m<sup>2</sup>で計算

# 【通信・輸送】

## 1 ヘリコプター離発着場所

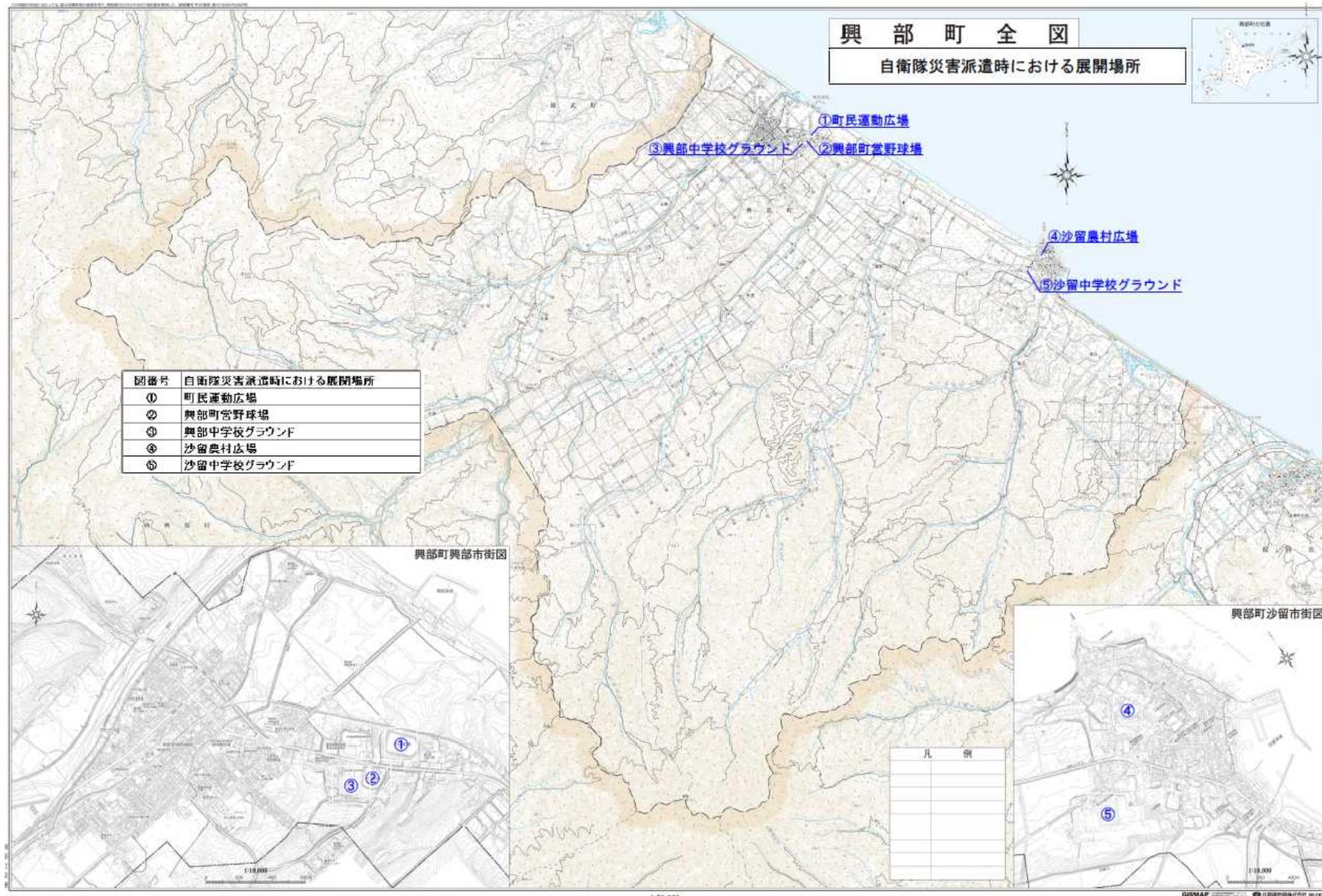
図番号	発着場所名	種別
①	興部町役場駐車場	ドクターヘリ・北海道消防防災ヘリ
②	消防職員住宅裏地	ドクターヘリ・北海道消防防災ヘリ
③	興部小学校グラウンド	ドクターヘリ
④	興部中学校グラウンド	ドクターヘリ
⑤	町民運動広場	ドクターヘリ・北海道消防防災ヘリ・陸上自衛隊
⑥	多目的総合センター駐車場	ドクターヘリ
⑦	道の駅おこっぺ・アニュージョイパーク広場	ドクターヘリ
⑧	沙留小学校グラウンド	ドクターヘリ
⑨	沙留中学校グラウンド	ドクターヘリ
⑩	沙留漁港埠頭	ドクターヘリ
⑪	旧宇津小学校グラウンド	ドクターヘリ
⑫	旧秋里小学校グラウンド	ドクターヘリ
⑬	旧豊野小学校グラウンド	ドクターヘリ
⑭	旧富丘小学校グラウンド	ドクターヘリ
⑮	オホーツク農業共済組合興部支所駐車場	ドクターヘリ
⑯	網走開発建設部興部道路事務所駐車場	ドクターヘリ



# 【応急・復旧】

## 1 自衛隊展開場所

図番号	自衛隊災害派遣時における展開場所
①	町民運動広場
②	興部町営野球場
③	興部中学校グラウンド
④	沙留農村広場
⑤	沙留中学校グラウンド



# 【条例・協定等】

## 1 興部町防災会議条例

(昭和 37 年 11 月 24 日条例第 10 号)

改正 平成 9 年 12 月 19 日条例第 41 号

平成 12 年 3 月 17 日条例第 8 号

平成 27 年 6 月 16 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、興部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 興部町地域防災計画及び興部町水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 興部町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充て、30 人以内で組織する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊北部方面隊の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (4) 道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (5) 町長の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (6) 町の教育委員会の教育長
  - (7) 紋別地区消防組合の職員及び消防団員のうちから町長が任命する者
  - (8) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 公共的団体の代表者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月24日から施行する。

附 則 (平成9年12月19日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

## 2 興部町災害対策本部条例

(昭和 37 年 11 月 24 日条例第 11 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、興部町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 24 日から施行する。

### 3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2） 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- （3） 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- （4） 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- （5） 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1） 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 職員の職種別人員

(3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

(4) 資機材及び物資等の品名、数量等

(5) 受入れを求める被災住民の人数等

(6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路

(7) 応援等の期間

(8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げ

るものではない。

(その他)

第 11 条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 42 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

記名・押印 [略]

#### 別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

## 4 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
  - (2) 備蓄物資及び資機材 当該備蓄物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
  - (3) 調達物資及び資機材 当該調達物資及び資機材の購入費及び輸送費
  - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
  - (5) 施設の提供 借上料
  - (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

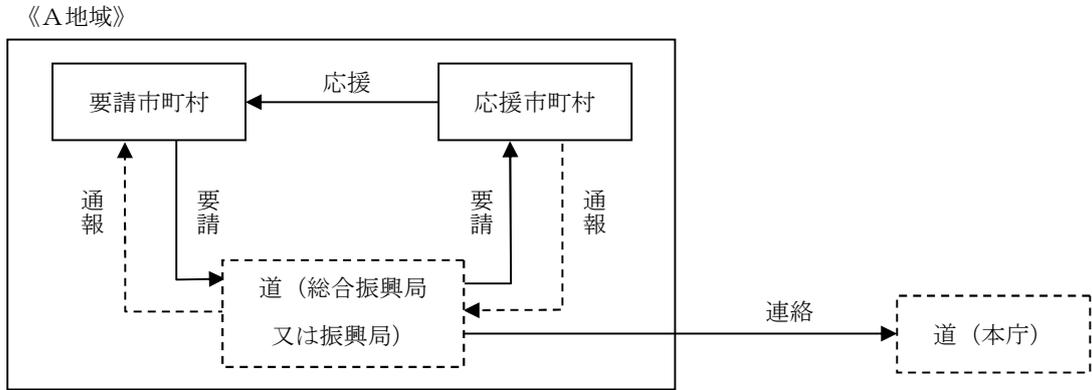
平成27年3月31日

記名・押印 [略]

別表2

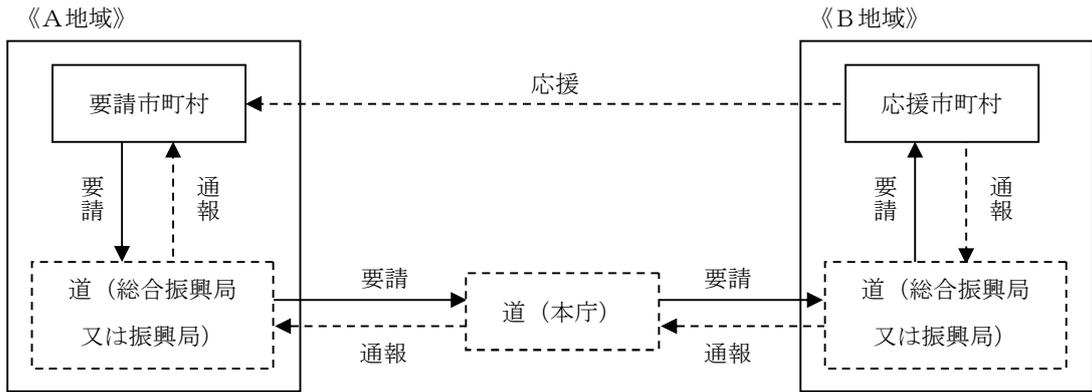
連絡系統図

第1要請（同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）



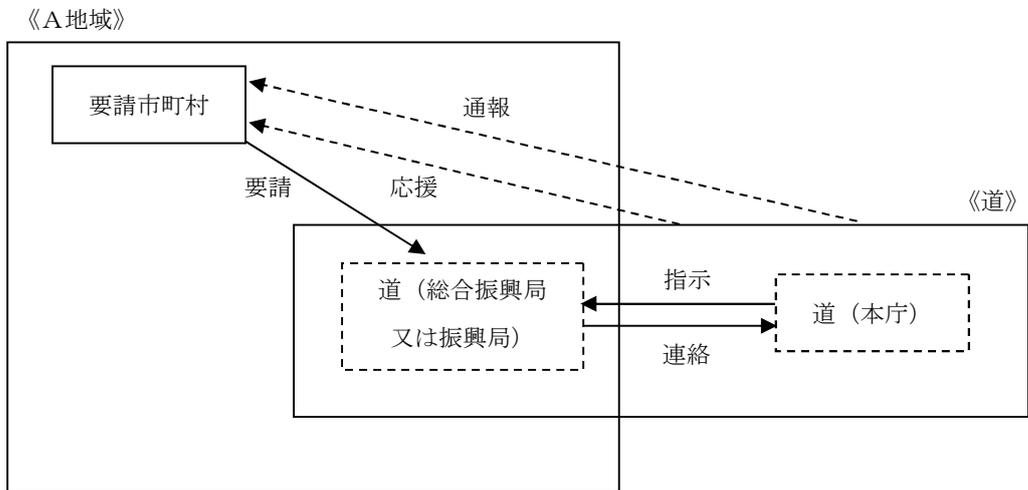
(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第2要請（他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）



(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第3要請（道への要請）



## 5 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- (2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第 3 条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 4 条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第 5 条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第 4 条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

(自主応援)

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

(費用負担)

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年3月28日

記名・押印 [略]

## 6 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2） 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（3） 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2） 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3） 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（4） 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

（2） 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応

援隊」という。)並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等(以下「要請側」という。)の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)

(3) 車両及び機械器具の修理費

- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

記名・押印 [略]

## 別表

平成 25 年 12 月末現在

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

## 7 公共的団体等との防災協定一覧

### (1) 興部町が締結している協定（※官公庁相互による協定の掲載は省略）

平成 28 年 3 月 1 日現在

協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、遠軽町、訓子府町、小清水町、湧別町、滝上町 (北海道)	H11. 2. 1	
建設業協会との災害時協力に関する協定	興部町建設業協会 (北海道興部町)	H18. 4. 3	
災害発生時における興部町と興部町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株) 興部郵便局 沙留郵便局 (北海道興部町)	H26. 3. 31	
緊急時飲料提供ベンダー設置契約	サントリーフーズ(株) (北海道札幌市)	H21. 3. 25	
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道ココ・コーラボトリング(株) (北海道札幌市)	H21. 4. 3	
災害等の発生時における興部町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会 (北海道北見市)	H22. 9. 3	
災害時における応急対策活動に関する協定	(一財) 北海道電気保安協会 (北海道札幌市)	H22. 12. 8	
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	紋別地方石油業協同組合 (北海道紋別市)	H24. 6. 26	
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	(一社) 北見歯科医師会 (北海道北見市)	H25. 2. 7	
災害時における資機材等の貸与に関する協定	(株) 共成レンテム興部営業所 (北海道興部町)	H25. 2. 22	
緊急時における輸送業務に関する協定書	(一社) 北見地区トラック協会 (北海道北見市)	H27. 9. 17	

## (2) 北海道が締結している協定

平成 27 年 4 月 1 日現在

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考	
新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社 (22 社)	S36～		
放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社 (9 社)	S40. 5. 20～		
医療・福祉・医薬	医療・助産・死体の処理 (埋葬及び死体の一時保存を除く) 委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34. 9. 1		
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 北海道医師会	S62. 12. 22		
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社) 北海道歯科医師会	H9. 4. 14		
	災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株) スズケン愛生館営業部	H13. 4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株) ほくやく	H13. 4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株) モロオ	H13. 4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株) 竹山	H13. 4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務 (委託)	(株) ムトウ	H13. 4～		
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 北海道薬剤師会	H14. 2. 28		
	北海道 DMAT の派遣に関する協定	北海道 DMAT 指定医療機関 (34 機関)	H19. 9. 12～		
	北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	H23. 9. 5		
	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社) 日本産業・医療ガス協会	H24. 9. 7		
	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社) 北海道看護協会	H24. 12. 28		
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社) 北海道医薬品卸売業協会	H25. 3. 29		
	災害時における医療機器の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25. 3. 29		
	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社) 北海道柔道整復師会	H26. 5. 16		
	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社) 北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社) 北海道知的障がい福祉協会		H26. 11. 5	
		北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社) 日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社) 北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会		H27. 3. 31	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17. 11. 22	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング (株)	H18. 12. 22	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株) セイコーマート	H18. 12. 22	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株) ローソン	H20. 2. 21	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株) セブン-イレブン・ジャパン	H20. 7. 24	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株) イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株) サークルK サンクス	H20. 11. 27	別掲 (帰宅支援)
	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ (株)	H20. 12. 18	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道 (株)	H22. 1. 20	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック (株)	H23. 3. 23	
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン (株)	H24. 3. 27	帰宅者支援含む
	災害時における物資の供給に関する協定	(株) 北海道ファミリーマート、(株) ファミリーマート	H25. 11. 22	
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21	
	救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の活動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16
災害時における隊友会の協力に関する協定		(公社) 隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	
災害時における動物救護に関する協定		動物救護関係の団体：(公社) 北海道獣医師会、(公社) 日本愛玩動物協会	H24. 12. 21	地方自治体：道、札幌市、旭川市、函館市
災害時及び災害活動に関する協力協定		(公社) 日本青年会議所北海道地区協議会	H25. 1. 23	
災害時における交通誘導業務等に関する協定		(一社) 北海道警備業協会	H10. 12. 18	
災害時における応急対策業務に関する協定		(一社) 北海道建設業協会	H25. 3. 25	
建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定		(一社) 北海道道路標示・標識業協会	H25. 4. 1	
災害時等の緊急時における業務連携に関する協定		地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22. 4. 1	
大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定		(公社) 北海道産業廃棄物協会	H23. 4. 19	
災害時における協力体制に関する基本協定		(一社) 北海道測量設計業協会	H24. 10. 31	
災害時における協力体制に関する基本協定		北海道地質調査業協会	H27. 1. 28	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	
	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	H17. 11. 1	
	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社) 全国霊柩自動車協会	H18. 6. 23	
住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社) プレハブ建築協会	H8. 11. 1	
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社) 北海道宅地建物取引業協会	H23. 5. 2	
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	H24. 3. 27	
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法) 住宅金融支援機構	H27. 2. 23	
帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株) 壺番屋	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株) サークルK サンクス	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株) セブン-イレブン・ジャパン	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株) 北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株) モスフードサービス	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株) ローソン	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株) ダスキン (ミスタードーナツ店)	H24. 11. 1	
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	(再掲)
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定(帰宅者支援)	日糧製パン (株)	H24. 3. 27	(再掲)
輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社) 北海道トラック協会	H23. 10. 17	
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24. 3. 27	
	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25. 3. 25	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸 (株)	H25. 3. 29	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空 (株)、(株) ジャルエクスプレス、(株) ジェイエア	H25. 3. 29	
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25. 9. 27	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株) AIRDO	H26. 1. 29	
その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	燃料、帰宅者支援含む
	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26. 1. 29	相談
	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	日本水道協会北海道支部	H17. 4. 8	
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H27. 3. 13	



## 2 死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

処理年月日	死体発見の 日時及び 場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の 一時保存	検索料	実支出額	備考
			氏名	死亡者 との 関係	品名	数量	金額				

### 3 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	棺 (付属品含む) 円	埋葬又は 火葬料 円	骨箱 円	計 円	

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 町長が棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

## 4 輸送記録簿

### 輸 送 記 録 簿

興部町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	事故車両等		修繕 月日	修繕費	故障の 概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円					円		円	

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は援助の種類名）を記入すること。  
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

## 5 自衛隊災害派遣要請要求書

第 号  
平成 年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

興部町長

自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

## 6 自衛隊撤収要請依頼書

第 号  
平成 年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

興部町長

自衛隊の撤収について

先に派遣要請した自衛隊の出動に対し、下記のとおり撤収要請願います。

記

1. 派遣箇所

2. 撤収日時 平成 年 月 日 時 分

3. 撤収理由



## 8 公用負担権限委任証

第 号	公 用 負 担 権 限 委 任 証
	住 所
	職 名
	氏 名
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任した
ことを証明します。	
平成 年 月 日	
	委任者 氏名
	印

※ 縦9センチメートル 横6センチメートル

## 9 公用負担命令票

第 号

公 用 負 担 命 令 票

住 所

氏 名

水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

### 1. 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 種 類 (又は内容)
- (4) 数 量

### 2. 負担内容

(使用・収用・処分等について詳記すること)

平成 年 月 日

命令者 職 氏 名

印

(日本工業規格 A4 版)

## 10 水防活動実施報告書

### 水防活動実施報告書

(興部町)

年 月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動 延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費		
							主要資材	その他資材	
町分前回まで									
月 分 小 計									
累 計									
水防管理団体分 前回まで									
月 分 小 計									
累 計									

(作成要領)

- 1 「前回まで」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 4 「左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体の「累計」欄のみ記入すること。
- 5 備考欄には、具体的災害名（台風〇〇号、低気圧による大雨等）を記入すること。
- 6 用紙は、A4 版横書とする。

